

特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

平成 19 年 10 月
特許庁制度改正審議室

1. 概要

平成 19 年 10 月 1 日に郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)等が施行されることに伴い、特許法施行規則(昭和 35 年通商産業省令第 10 号)及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和 53 年通商産業省令第 34 号)について、所要の改正を行う。

2. 改正内容

(1) 特許法施行規則の一部改正

郵政民営化に伴い、特許法第 19 条の郵便物等の到達主義の特例を認める規定について、信書便についても特例を認める改正を行ったところ。当該改正部分で規定する省令で定める「信書便の役務」について、『信書便物を引き受けた後、速やかに、当該信書便物に通信日付印を押印するもの』として、新たに第 11 条の 4 の 2 を規定する。

また、特許法第 190 条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 107 条第 1 項の規定及び特許法第 192 条第 2 項に規定する省令で定める「信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの」について、『信書便物の引受け及び配達記録をするもの』として、新たに第 16 条第 4 項を規定する。

(2) 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正

郵政民営化に伴い、第 74 条から第 76 条の郵便業務の遅延等における出願人の救済に関する規定について、信書便事業者が扱う信書便の役務についても救済の対象とするよう所要の改正を行う。

また、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令附則第 3 条第 2 項の郵便物等の到達主義の特例を認める規定について、信書便についても特例を認める改正を行ったところ。当該改正部分で規定する省令で定める「信書便の役務」について、『信書便物を引き受けた後、速やかに、当該信書便物に通信日付印を押印するもの』として、新たに附則第 2 条を規定する。

3. 公布・施行日

平成 19 年 9 月 28 日公布

平成 19 年 10 月 1 日施行